

郡山市告示第474号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

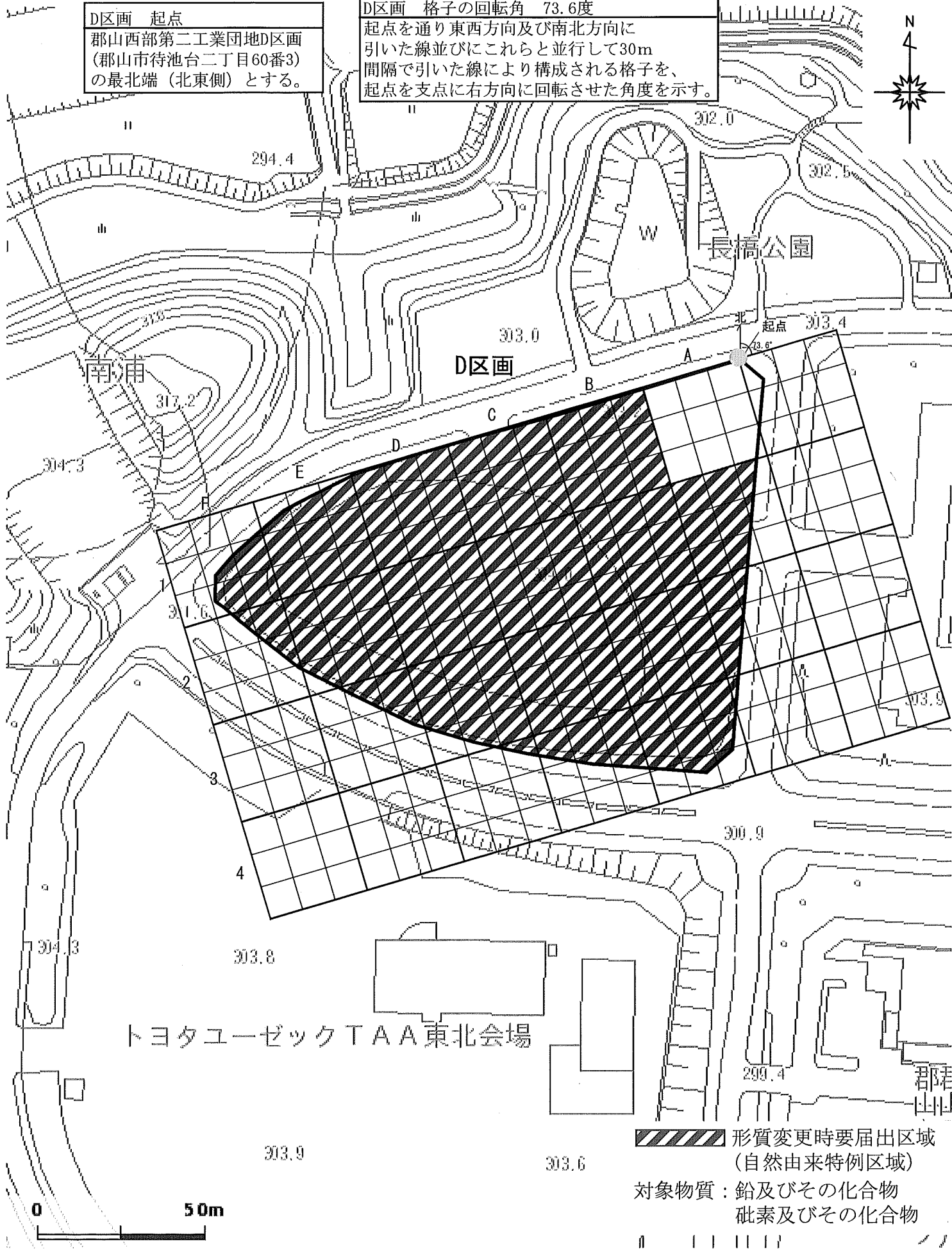
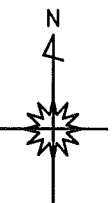
平成25年2月5日


郡山市長 原 正 夫

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
郡山市待池台二丁目60番3（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - （1）鉛及びその化合物
 - （2）砒素及びその化合物

D区画 起点
 郡山西部第二工業団地D区画
 (郡山市待池台二丁目60番3)
 の最北端(北東側)とする。

D区画 格子の回転角 73.6度
 起点を通り東西方向及び南北方向に
 引いた線並びにこれらと並行して30m
 間隔で引いた線により構成される格子を、
 起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



 形質変更時要届出区域
 (自然由来特例区域)
 対象物質: 鉛及びその化合物
 砒素及びその化合物

縮尺: 1/1500